

(公表資料)

文化芸術活動基盤強化基金

「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」

第2回募集 採択先の決定について

令和7年10月17日

独立行政法人 日本芸術文化振興会

文化芸術活動基盤強化基金は、国からの補助金により、クリエイターの育成等のために行う事業を実施することを目的として、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置された基金です。

このたび、独立行政法人日本芸術文化振興会では、本基金による事業のうち、各コンテンツ分野において、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため大学・専門学校等と企業・関係団体等業界が連携し、国際的な活躍を目指す学生や社会人に必要となるスキル等を取得する国際的な場での実践を含めた育成プログラムの構築・実践を、5年程度の活動目的の下で3年程度弾力的かつ継続的に支援を行うことを目的とする「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」の採択先について、審査委員会における審査を経て、別添のとおり決定しました。

文化芸術活動基盤強化基金
「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」
第2回募集 採択先の決定について

独立行政法人 日本芸術文化振興会

クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)
(文化芸術活動基盤強化基金)

第2回募集 採択一覧

<メニュー1> コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援 2件

区分	団体名	プロジェクト名	助成金交付予定額 (千円)
ゲーム・ デザイン等 (分野横断)	独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校	高専の実践力に基づいたクリエイティブ・イノベーター育成プログラム	205,800 (補助型)
ゲーム	国立大学法人電気通信大学	先端技術と創造力を統合する技術系ゲームクリエイター育成のための産学官連携プログラム	247,244 (補助型)

文化芸術活動基盤強化基金「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」

【補助型】調査審議の方法等について

クリエイター等育成プログラム構築・実践部会

令和7年5月28日

本部会は、募集要領で定める「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」の趣旨・要件等を踏まえ、審査を付託された助成金の交付対象となる活動について、専門的立場から、以下のとおり調査審議を行うものとする。

1. 助成金交付要望書等の受付・確認等

（1）基金・助成事務局職員による助成金交付要望書等の受付・確認

提出期限までに助成金交付要望書等（以下、「要望書等」という。）の提出があった活動については、事務局及び文化庁が応募要件の適合確認を行い、応募要件を満たさないと判断された場合は、本部会の審査には付さないものとする。

ただし、以下の場合は、事務局から1回限り必要最小限の問い合わせを行うものとする。

① 必要書類の一部が提出されていない場合

→ 書類を早急に（原則として翌営業日中まで）に再提出するよう依頼を行う。期日までに提出がなかった場合は、応募要件不適合とし、本部会の審査に付さないものとする。

② 記入不備等により、応募要件に適合しているかどうか不明な場合（助成金額の算定が困難な場合を含む）

→ 応募団体への問い合わせ・確認を行い、早急に（原則として翌営業日中まで）に回答または資料の再提出を求める。

回答または資料の再提出の結果、応募要件を満たしていることが確認できた活動についてはコメントを付した上で本部会の審査の対象とする。

応募要件を満たすことが確認できなかった活動や期日までに回答がなかった活動については、応募要件不適合とし、本部会の審査には付さないものとする。

（2）文化庁による要望書等の確認・質問・コメント付与等

事務局及び文化庁により応募要件に適合していることが確認できた活動については、文化庁が本事業の趣旨や要件等を踏まえて専門的見地から要望書等の確認を行い、必要に応じ、審査資料を補う観点から事務局に対して審査資料及び応募団体に関する質問をすることができる。事務局は必要に応じて、審査の透明性や公平性を考慮した上で問合せ等を行い、審査員に対して、情報提供を行う。

上記（1）（2）の対応において、課題があることを確認した場合は、効率的な審査を行う観点から、委員による書面審査に先立ち、参考情報として、「書面審査表」に「※」を付すとともに、コメントを付すものとする。

2. 委員による審査

採択活動は委員による合議審査により決定する。合議審査に先立ち、委員による要望書等の書面審査を行うものとする。各審査の方法は以下のとおり。

(1) 書面審査

○委員は、要望書等について、「審査基準」の項目ごとに「書面審査表」を用いて書面審査を行い（絶対評価）、所定の期日までに部会長（事務局）に提出するものとする。

なお、各委員の審査対象とする活動及び審査基準の項目については各委員の専門性に応じて事務局が調整するものとする。

<評価基準>

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

<加点基準>

大変優れている＝3点／優れている＝2点／普通＝1点／加点に該当しない＝0点

○採点に加えて、できる限りコメント欄に評価する点、期待する点、評価できない点、疑問点等を簡潔に記載する。また、仮にヒアリング（後述）を行った場合に、確認したい点があれば併せて記載する。（なお、委員のコメント内容は不採択相談等の場で応募団体に伝達されることがある。）

○なお、審査基準の項目ごとの審査にあたっては「審査基準申し合わせ」の留意点や、1.

（1）（2）において確認された「※」やコメント等を参考にすることとする。

○書面審査の過程において委員が追加の問合せ等の必要を認める場合は、事務局に申し出ることができる。事務局は審査の透明性や公平性を考慮した上で問合せ等を行い、合議審査において情報提供を行う。

○なお、各委員が書面審査を行うことが困難であると判断する活動または審査基準の項目については書面審査を行わずに、合議審査の場にて意見を述べることができる。その際、「書面審査表」には該当の活動または審査基準の項目に「－」を付すものとする。

(2) 合議審査

○事務局は、応募された活動ごとに書面審査の点数を算出し、点数の高い順に並べた資料を作成し、合議審査において配付する。

○書面審査の点数は、各審査基準に対する採点の平均点（合算した点数を審査に参加した委員の人数で除した数）を算出しそれらを合計した上で、さらに審査基準の数で割ることにより算出するものとする。

○委員は、合議審査において事業の趣旨及び本資料をもとに総合的に審査を行い、応募された活動ごとに「採択」「不採択」の評定を行う。書面審査において記載されたコメントは、合議審査の参考とする。

○合議審査において、提出された要望書等のみでは「採択」「不採択」の評定が困難であるとされた応募団体に対しては、要望書等の記載内容の詳細を確認するためのヒアリングを行うことができるものとする。

○合議審査においては、委員相互の意見や事務局、文化庁等からの情報提供、ヒアリング内容等を踏まえて十分な議論を行い、書面審査結果にとらわれずに合議により「採択」「不採択」の評定を行うものとする。また、本部会として「不採択」の理由の整理を行う。

(3) その他

○本部会においては「採択」「不採択」のみを決定するものとし、助成金額については本部会における審査内容を踏まえ、文化庁と協議の上で事務局にて助成金額案を作成し、運営委員会において決定する。

3. 留意事項

(1) 委員が以下のいずれかに該当する場合は、原則として、その活動の審査には参加しないものとする。

- ① 審査の対象である団体の役職員である場合（団体の業務執行に責任を負わない役職は除く。）
- ② 審査の対象である活動を企画した者である場合
- ③ 審査の対象である活動の実施に係る者である場合（審査の対象である団体が検討中であり委員の同意を得ていない場合は除く。）
- ④ 上記①から③に該当する者が、委員の配偶者、4親等以内の血族又は3親等以内の姻族である場合
- ⑤ 上記①から④のほか、中立・公正に審査を行うことが難しいと、当該委員自ら判断する場合

(2) 合議審査に出席できない委員は、あらかじめ、審査に関する意見を部会長に申し出ることができるものとする。

(3) 本部会における審査の状況及び要望書等の内容については他に漏らさないものとする。

芸術文化振興基金運営委員会委員名簿

<メニュー1>コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援（補助型）

<メニュー2>コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援（補助型）

○運営委員会

委員長	三	好	勝	則
委員長代理	福	島	明	夫
委員長代理	吉	見	俊	哉
	池	野		恵
	岡	本	美	津子
	児	玉	竜	一
	後	藤		治
	小	松	弥	生
	澤	田	澄	子
	と	ち	ぎ	あきら
	布	目	英	一
	野	平	一	郎
	橋	本	善	八
	伏	谷	博	之
	若	林	朋	子

○部 会

クリエイター等育成プログラム構築・実践部会

部会長	内	山	隆	（映画、メディア芸術）
部会長代理	渡	辺	弘	（舞台）
	井	上	明 人	（ゲーム）
	川	口	昭 彦	（教育マネジメント）
	草	野	信 明	（マーケティング）
	小	林	左 和	（法務）
	佐	伯	知 紀	（映画、メディア芸術）
	すが	や	みつる	（マンガ）
	須	川	亜紀子	（アニメーション）
	中	谷	日 出	（教育マネジメント）
	西	原	麻 里	（マンガ）
	浜	村	弘 一	（ゲーム）
	伏	谷	博 之	（音楽、マーケティング）
	藤	津	亮 太	（アニメーション）
	保	坂	健二朗	（デザイン等（分野横断））
	山	内	真 理	（会計・税務）
	山	下	宏 洋	（映画、メディア芸術）

※（）内は各部会委員の専門分野

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）審査委員会

<メニュー1>コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援（委託型）

<メニュー2>コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援（委託型）

委員長	内 山 隆	（映画、メディア芸術）
委員長代理	渡 辺 弘	（舞台）
	井 上 明 人	（ゲーム）
	川 口 昭 彦	（教育マネジメント）
	草 野 信 明	（マーケティング）
	小 林 左 和	（法務）
	佐 伯 知 紀	（映画、メディア芸術）
	すがや みつる	（マンガ）
	須 川 亜紀子	（アニメーション）
	中 谷 日 出	（教育マネジメント）
	西 原 麻 里	（マンガ）
	浜 村 弘 一	（ゲーム）
	伏 谷 博 之	（音楽、マーケティング）
	藤 津 亮 太	（アニメーション）
	保 坂 健二郎	（デザイン等（分野横断））
	山 内 真 理	（会計・税務）
	山 下 宏 洋	（映画、メディア芸術）

※（ ）内は各委員の専門分野